

# 最終報告の方向性（案）

## ～情報アクセシビリティの確保～

---

平成31年3月5日  
事務局

# 1 部会の検討事項

## 1 未来イメージの提示

- 「家」「移動」「仕事」「エンタメ」の各シーンごとに求められる技術・サービスについて、「現在の技術で何ができるか」、課題→解決、「5年、10年後に可能になること」を整理。

## 2 エビデンスベースの当事者参加型の開発スキーム

- 障害の種類に応じた、障害者個々人の状態と生活状況等に関するデータ収集と共有化の仕組みの在り方
- 本データを基にしたICT機器・サービスの開発を促進するとともに、利用者の声を開発者にフィードバックし、改良を重ねていくための仕組みの在り方
- 上記運営のための、関連業界・有識者・障害者団体等から構成されるコンソーシアムの在り方
- 本スキームで開発されたICT機器・サービスの認定制度の創設、標準化・国際展開の支援方策

## 3 障害者等の就労支援

- ICTを活用した障害者の就労機会の多様化実現のための、特別支援学校等と連携したICTスキルの習得やマッチング等の就労支援の仕組みの在り方
- ICTを活用した就業後のフォロー方策の在り方

## 4 情報アクセシビリティの確保

情報及びコミュニケーションツールに関するアクセシビリティ確保のための制度整備の方針

## 4 情報アクセシビリティ確保の必要性

### (情報アクセシビリティ確保と技術基準)

- 国民は企業を選択できるが、公共機関は選択できないため、少なくとも、公的に提供されるICT機器・サービスはアクセシビリティへの対応を義務化すべきではないか。
- ICT機器・サービス(Webコンテンツ含む)の公共調達におけるアクセシビリティの確保については、法整備を検討すべき。
- 各国の技術基準には整合性がとれていない部分もあり、人や機器・サービスの国境を越えた移動を円滑化するためには、日米欧が協調して基準を作成することが必要ではないか。
- 個々の企業が自社の製品やサービスについて、アクセシビリティ技術基準の内のどの基準を満たしているのかを申告する仕組み (Voluntary Product Accessibility Template (VPAT)のような)が必要ではないか。

### (ICTサポートの強化)

- 個々の障害者のニーズに合わせて支援技術機器等についての適切な情報提供、導入支援を行うICTサポートの強化が必要ではないか。

### (常設の検討の場の設置)

- 米国では、2014年から連邦通信委員会 (FCC) の下に障害者諮問委員会 (DAC) が設置されている。アクセシビリティを確保していく上では、情報コミュニケーション分野に関して、常設の会議体が必要ではないか。

# 4-1 情報アクセシビリティ確保と技術基準

## 【VPAT (Voluntary Product Accessibility Template)】

- VPATとは、各企業が自社のICTに関連する機器、アプリ、Webサイト等が法令等のアクセシビリティの基準を満たしているかどうかを記載するための自己申告用のフォーマット。ITI（米国情報技術工業協議会）が作成、更新。
- 現在のVPATバージョン2.3は、リハビリテーション法第508条の技術基準（米国）、EN 301 549（EU）及びW3C/WAI WCAG 2.0, 2.1\*（or ISO/IEC40500）に対応。  
\*World Wide Web Consortium (W3C) が作成したウェブコンテンツのアクセシビリティガイドライン
- 各企業は、法令等の各基準に準拠しているかをVPATに記入し、自社のWebサイト等で公開するのが一般的。
- なお、リハビリテーション法第508条では、政府で電子情報機器を調達する際には、アクセシブルな機器を調達しなければならないと定められているため、技術基準を満たしていなければ入札において不利になる。

Table 1: Success Criteria, Level A.

Criteria	Conformance Level	Remarks and Explanations
<b>1.1.1 Non-text Content (Level A)</b> Also applies to: Revised Section 508: <ul style="list-style-type: none"> <li>501 (Web) Software;</li> <li>504.2 (Authoring Tool);</li> <li>602.3 (Support Docs)</li> </ul>	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:
<b>1.2.1 Audio-only and Video-only (Prerecorded) (Level A)</b> Also applies to: Revised Section 508: <ul style="list-style-type: none"> <li>501 (Web) Software;</li> <li>504.2 (Authoring Tool);</li> <li>602.3 (Support Docs)</li> </ul>	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:
<b>1.2.2 Captions (Prerecorded) (Level A)</b> Also applies to: Revised Section 508: <ul style="list-style-type: none"> <li>501 (Web) Software;</li> <li>504.2 (Authoring Tool);</li> <li>602.3 (Support Docs)</li> </ul>	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:
<b>1.2.3 Audio Description or Media Alternative (Prerecorded) (Level A)</b> Also applies to: Revised Section 508: <ul style="list-style-type: none"> <li>501 (Web) Software;</li> <li>504.2 (Authoring Tool);</li> <li>602.3 (Support Docs)</li> </ul>	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:
<b>1.3.1 Info and Relationships (Level A)</b> Also applies to: Revised Section 508: <ul style="list-style-type: none"> <li>501 (Web) Software;</li> <li>504.2 (Authoring Tool)</li> </ul>	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:	Web: Electronic Docs: Software: Authoring Tool:

※IBMの公表例

## WCAG 2.0 Report -

Table 1: Conformance Criteria, Level A -

Criteria	Conformance Level	Remarks and Explanations
1.1.1 Non-text Content; All non-text content that is presented to the user has a text alternative that serves the equivalent purpose, except in situations listed in WCAG 2.0 1.1.1.	Supports with exceptions	Pages provides the ability for document authors to include text alternatives for non-text content and that content will be read by VoiceOver; however, it is up to document authors to provide this content.
1.2.1 Audio-only and Video-only (Prerecorded); For prerecorded audio-only and prerecorded video-only media, the following are true, except when the audio or video is a media alternative for text and is clearly labeled as such: <ul style="list-style-type: none"> <li>Prerecorded Audio-only: An alternative for time-based media is provided that presents equivalent information for prerecorded audio-only content.</li> <li>Prerecorded Video-only: Either an alternative for time-based media or an audio track is provided that presents equivalent information for prerecorded video-only content.</li> </ul>	Supports with exceptions	It is up to content producers to follow accessibility best practices for media.  Pages supports the pass-through of closed-captioned audio and video descriptions in industry-standard formats.
1.2.2 Captions (Prerecorded); Captions are provided for all prerecorded audio content in synchronized media, except when the media is a media alternative for text and is clearly labeled as such.	Supports with exceptions	It is up to content producers to follow accessibility best practices for media.  Pages supports the pass-through of closed-captioned audio and video descriptions in industry-standard formats.

※Appleの公表例

## 障害者諮問委員会 (Disability Advisory Committee)

- 【概要】● FCC（連邦通信委員会）は2014年に米国連邦諮問委員会法（FACA）の規定に従い、連邦諮問委員会として障害者諮問委員会（DAC）を設立。
- DACは、障害者のICTアクセシビリティ問題全般に関する検討と、FCCへの助言及び勧告を行い、FCCの問題対処能力を高めることを目的。
  - 年に3回程度公開で会議を開催。一期2年任期であり、2年毎にDACの成果と活動を検討し継続を決定（現在2018年12月より第3期）。
  - FCCは、DACの構成員以外をメンバーとして小委員会を設置することができる。小委員会は、DACに対し報告を行う（FCCに対する直接助言はできない。）
  - これまでに、各種の情報通信サービス、コンテンツサービス、緊急情報サービス、障害者向けICTサービスのアクセシビリティや、これらサービスと支援機器との接続性に関し、28件の勧告を実施。

- 【小委員会】 ● 緊急通報小委員会  
● 電話リレー小委員会  
(1期・2期 ● ビデオプログラミング小委員会  
設置例) ● 技術小委員会

- 【構成員】 ● 障害団体の代表者（視覚・聴覚・認知・言語障害）  
● 州または地方自治体の代表  
● 産業界（通信事業者、通信・放送業界団体、機器メーカー等）  
● 政府職員（DACが対処すべき問題について専門知識を持つ者）

## 【検討事項】

(例示)

- コミュニケーションアクセス
  - ・ 電話リレーサービス ・ 電気通信サービス及び機器へのアクセス ・ 補聴器の互換性
  - ・ 911緊急サービスへのアクセス ・ 全国盲ろう者用機器配プログラム
- ビデオプログラミング（放送コンテンツ）
  - ・ 音声解説 ・ 字幕 ・ テレビ等で放映された緊急情報へのアクセス
  - ・ ビデオ番組装置によって提供される番組ガイド・メニューへのアクセス

### 障害者ICTサポート総合推進事業(地域生活支援事業)の概要

#### 目的

障害者の情報通信技術(ICT)の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援することにより、障害者の自立と社会参加の促進を目的とする。

#### 実施主体

都道府県、指定都市及び中核市

#### 事業内容

障害者の情報アクセシビリティの向上のため、以下の事業を実施する。

- (1) 障害者に対するICT機器の紹介や貸出、また利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点(「サポートセンター」等)を設置し運営する事業  
◆例…聴覚障害者が参加する会議などへヒアリンググループの貸出  
障害者のパソコン利用に関する相談会の開催 等
- (2) 障害者に対し、サピエ(※)等のインターネットを通じたサービスの利活用や、ICT機器の操作についての支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業  
◆例…パソコンボランティアが障害者の自宅へ訪問し、実際に使用する機器を使用しながらの利用支援  
地域の住民を対象としたパソコンボランティアの養成研修会の開催 等
- (3) 視覚障害者等の地域生活を支援するため、地域の広報誌やイベント案内などの地域情報を音声や点字などの利用しやすい媒体に加工しサピエ(※)等の障害者がアクセスしやすいネットワークにアップロードする事業  
◆例…視覚障害者情報提供施設と連携し、地域生活において必要な情報をサピエへアップロードを行う 等

(※)…視覚障害者総合情報ネットワーク